破産手続廃止

平成２６年（フ）第１３７号
茨城県土浦市桜町４丁目13番９号
破産者　関東スチール有限会社
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１３号
鹿児島県指宿市山川山下町４番地３
破産者　鮫島水産有限会社
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第６８５号
北九州市門司区丸山１丁目20番７号
破産者　福岡スプリットン工業株式会社
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２２７号
沖縄県糸満市西崎町４丁目17番地の10
破産者　有限会社かねい沖縄
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１２６５号
札幌市北区北12条西４丁目１番15号
破産者　株式会社協立エンジニアリング
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８１号
群馬県太田市新田大町747番地６
破産者　有限会社コクユウファッション
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第９２５号
名古屋市南区内田橋２丁目32番14号
破産者　株式会社エスペランサ
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６１６号
大阪市港区築港１丁目３番16号
破産者　株式会社三保造船所
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２１０号
大阪府富田林市藤沢台５丁目２番６号
破産者　株式会社みどり園
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９０１号
大阪府枚方市津田山手１丁目１番１―503号
破産者　小塚　信幸
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４６０号
大阪府東大阪市岸田堂西１丁目４番12号
破産者　有限会社三益
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３７２号
大阪府寝屋川市清水町６番４号
破産者　有限会社関西美装
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５０７号
大阪市浪速区元町１丁目２番17号
破産者　日本経営経理株式会社
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７３２号
大阪市中央区船場中央２丁目３番６－Ｂ112号
破産者　株式会社コロニ屋
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９０６号
大阪市淀川区西三国３丁目19番７号
破産者　株式会社サムシング
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９２４号
大阪市住吉区長居東４丁目１番23号
破産者　株式会社アヴァ
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９６７号
大阪府茨木市西豊川町23番９号
破産者　五光建設産業株式会社
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９７１号
大阪市北区梅田２－２－２　ヒルトンプラザウエストオフィスタワー19階
破産者　株式会社バカンス・クラブ
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９７８号
大阪市西区北堀江１丁目７－９　クアドラ北堀江10Ｆ
破産者　株式会社ハイパーブティック
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０７０号
大阪府寝屋川市錦町18番17号
破産者　大阪国際ツーリスト株式会社
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８０号
堺市北区中長尾町３丁１番22号
破産者　株式会社ドゥルキス
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３７１号
大阪府富田林市若松町１丁目５―15
破産者　株式会社フジ屋
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係